

2 事業の概要と成果													
(1) プロジェクト目標 の達成度 (今期事業達成目標)	プロジェクト目標： <u>当該勾留施設において更正支援体制モデルが構築され、退所した青少年の再犯件数が2018年度（23.8%）と比較して減少する。</u> 再犯件数について、当該施設側でデータ整理中のため本報告書での記載は省略する。												
	第2年次事業達成目標： <u>ルサイファの少年勾留施設において更生支援活動を自立的に実施できるモデルが構築される。</u> 今期事業を通じて、当該勾留施設職員が活動に主体的に取り組むとともに、更生支援に関する知見を支援関係者間で共有することを通して、当該勾留施設職員及び社会開発省職員の更生支援能力が向上した。												
(2) 活動内容	コンポーネント1 1-5：活動環境の整備を行う。 当該施設内での菜園活動実施に必要なとなる水耕栽培用設備の整備を2021年12月に完了した。地面に防水シートを張った型を設置して、その中に養水を貯めて野菜を育てる「静置法」と呼ばれる方式の水耕栽培設備を4基と、複数のパイプを階段状に並べて設置し、それぞれのパイプ間を水で循環させる「流動法」と呼ばれる方式の水耕栽培設備を1基、導入した。 「流動法」の設備に関しては、縦型に設置したパイプで栽培を行うことができるため、限られたスペースを有効に使い菜園活動を行うことが可能である。また、作物の栽培のために平面の畑や花壇を整備する必要がなく、どのような地面であっても設備を導入することが可能である。かつ、施設の敷地面積が限られ、敷地内はコンクリート地面が打設されているイルビッド県の少年向け施設やアンマンの施設など、他の少年向け施設にも設置して菜園活動を行うことができる可能性も有していることから、この水耕栽培方式をヨルダン国内の更生施設における菜園活動のモデルの1つとすることを目指している。 1-6：菜園活動、理容教室、革加工の活動を実施する。 現地政府より事業実施承認を受領後、菜園活動や理容教室、革加工の活動を開始した。各活動の参加者数は下記表の通り。 <table><tr><th>参加者数</th><th>菜園活動</th><th>理容教室</th><th>革加工</th></tr><tr><td>計画</td><td>30名</td><td>30名</td><td>30名</td></tr><tr><td>実績</td><td>49名</td><td>55名</td><td>33名</td></tr></table> 菜園活動では、少年たちは、トレーナーの指導の下、トマトやキャベツ、キュウリ、ナス、ズッキーニ、レタス、カリフラワー、ブロッコリーなどの栽培を行った（写真①、②）。栽培作業を通して少年たちは、トレーナーや他の少年たちと交わることで社会性を身につけたり、人間関係の構築などについて学んでいる。 また、収穫した作物は、本更生施設内で消費するほかに、ワークショップの材料として用いたり、周辺地域の住民に向けて配布するなど、地域社会への理解を図ることも計画している。 理容教室では、週3回実施し、6週間を1タームとして、第2年次は計6タームの活動を行った（写真④）。活動に参加する少年たちが交互に理容師役と髪を切られる役とに分かれ、実際に髪を切りながら理容技術の習得を図った。次年次（第3年次）では、地域社会の住民	参加者数	菜園活動	理容教室	革加工	計画	30名	30名	30名	実績	49名	55名	33名
参加者数	菜園活動	理容教室	革加工										
計画	30名	30名	30名										
実績	49名	55名	33名										

等を当該更生施設に招待し、理容教室にて少年たちが彼らの髪を切る機会を設けることを検討中である。この機会を通じ、地域住民に更生支援活動について啓発すると同時に、少年たちが施設職員以外の他者とコミュニケーションを取ることができる機会を提供する。

皮加工では、理容教室と同様に、週 3 回実施し、6 週間を 1 タームとして、第 2 年次は計 6 タームの活動を行った（写真③）。ソファの修繕やクッションの作成などを行った。本活動においても、技術を身につけるだけでなく、活動を通し他者とのコミュニケーションを図ることによる作業療法を期待して行っているものである。

上記の 3 つの活動においては、日頃より、心理的ケア支援員（PSS オフィサー）や当会職員が、これらの活動がもたらす少年たちへの心理的な影響を把握するように努めている。

1-7：更生支援活動ガイドラインを作成する。

更生支援活動ガイドラインの草案を作成する計画であったが、専門的な指導能力が必要となる職業訓練活動（活動 1-9）においては、当ガイドラインを用いた研修のみで技術移管を図ることは難しいと判断したこと、および、同様の職業訓練用ガイドラインがヨルダン国内の職業訓練センターで使用されていたため、本事業で新たにオリジナルのガイドラインを作成するのは有効ではないと判断し、新たな更生支援活動ガイドラインの作成は実施しないこととした。

1-8：他施設職員への活動の普及を行う。

他施設職員や施設長を招いたワークショップを開催したり、他施設内で模擬活動を実施したりすることにより、当該交流施設で実施する更生支援活動の内容や成果を共有した。

コンポーネント 2

2-7：当該勾留施設においてカウンセリングを実施する。

ヨルダン人心理士（2 名）を当該施設に派遣し、施設内のカウンセリング実施スペースにて 132 名の少年たちへカウンセリングを実施した。少年たちへのカウンセリングは、少年それぞれの心理的状态や勾留期間、カウンセリングの受講意欲等を考慮し、当該更生施設職員と心理士との相談の上でカウンセリング実施回数や内容を決定した。カウンセリングを実施後は、心理士により作成されたカウンセリングレポートを当該更生施設長に提出し、少年たちの心理状況の報告を行っている。また、心理士により、精神科医による診断やその他特別な対応が必要と判断された少年については、施設所長に報告するとともに適切な対応がなされる必要性を申し伝えている。

2-8：心理的ケアワークショップの実施スペースを修繕する。

第 1 年次の活動にてワークショップの実施場所として使用していた当該勾留施設の玄関部分は、勾留中の少年とその家族が面会するために使用されており、集団でワークショップを実施するには不適切であったことから、当該勾留施設内の 1 室を改繕し、ワークショップの実施に適したスペースに改繕した。2021 年 12 月に修繕作業を完了した。

2-9：施設内の少年に対し、ワークショップを中心に置いた心理的ケアを実施する。

ヨルダン人ファシリテーターを当該施設に派遣し、129名の少年たちにワークショップ形式の心理的ケアを実施した（写真⑤）。

① 演劇セッション

演劇（或いはサイコドラマ（psycho-drama）とも呼ばれる）の手法を中心にしたワークショップを行い、活動に参加する少年たち自身が直面した様々な課題（過去の非行行動や犯罪等を含む）を演劇の形で表現し、その課題に対する予防方法や解決策を少年たちが演じるセッションを行った。演劇のシナリオ作りや配役、実際の演技を通し、少年たち自身が自らの行いを振り返り、内省する機会となり、また同時に、将来同じような場面に遭遇した際に自己解決できる方法を学ぶ機会となった。加えて、演劇発表という最終的なゴールに向けた準備段階において、他の少年やファシリテーター、PSS オフィサーと交流し対話することにより、他者とのコミュニケーションや自己表現の方法を学び、協調性の向上やストレスの発散といった心理的な発達や回復を目指して行っているものである。演劇発表は、各タームの修了式の間で行った。

② 料理セッション

当該勾留施設の菜園活動で収穫された野菜等を用い、少年たちがピクルスやお菓子等を作る料理活動を行った。料理活動は、少年たち自身が調理して料理を作成することで達成感を感じることができ、少年たちの自信の向上やストレス発散に有効である。また、集団での料理活動を通じたコミュニケーション能力の向上や他者との協調性の向上などを目指して行っているものである。

③ モザイク工芸セッション

ヨルダンの伝統工芸であるモザイク工芸の制作活動を行った。モザイク工芸は、細かく砕かれた石のタイルを用いて絵や文字を描く伝統工芸で、ヨルダンの観光名所には多数のモザイク作品が展示・保管されている。またモザイク工芸は、ヨルダン国内でお土産としても売られている。モザイク工芸活動は、施設の少年たちから非常に高い人気を得ており、活動に対する積極性も確認できた。制作活動には細かい手作業が必要となるため、少年らの集中力の向上や、自由なモザイク工芸を制作することで自己表現を学ぶ機会となった。

上記の他にも、少年ら自身の気持ちを表現する自己表現や、相手の気持ちを汲み取る他者理解を育むことを目的とした様々な心のケアワークショップを実施した。これらのワークショップを通して、少年たちの健全な精神状態を育み、地域社会で生きていくために重要な協調性やコミュニケーション能力・他者を尊敬しようとする力を養うことができた。

2-10：当該勾留施設職員に対する心理的ケアの研修を実施する。

施設職員を招いたワークショップを 38 回実施し（参加者数延べ人数は 241 名）、勾留中の少年とのコミュニケーション方法やボディランゲージの取り方、情操や教養を育む講話、少年非行や犯罪に関する問題、思春期や青年期の子供たちの行動などの研修を行った。

2-11：更生支援活動に関する普及活動を実施する。

勾留中の少年たちの家族 68 世帯（101 名）に対して、家庭における更生支援や少年への対応姿勢などについて普及活動を実施した。

	2-12：勾留施設の関係者間で研修や交流を行う。 当該勾留施設を含むヨルダン国内の青少年向け勾留施設職員や社会開発省職員、治安機関、裁判官、研究者、支援団体などを対象とする研修会を5回（参加者数延べ人数は180名）実施し、当事業で行われている心理的ケアを用いた更生支援活動の内容や成果の共有、青少年への対処方法やヨルダンの青少年司法、犯罪傾向、社会復帰支援などについて協議した。また、各団体や職員のつながりを強化し、知見の共有を促すことは、ヨルダン全体の更生支援能力の強化に貢献した。このように広範囲に参加者を募った合同研修会の機会は減多にないため、参加者から今後も継続して開催して欲しいという要望が聞かれた（写真⑥）。
（３）達成された成果	コンポーネント 1 期待される成果：第1年次に開始した活動の質を高め、より効果的で継続的な更生支援活動を提供する。 指標 1-1：各活動の委員会が各チームの活動報告を施設所長に提出する。 成果 1-1：活動委員会は施設所長に活動報告を行うとともに、活動に参加した少年たちや活動トレーナー、施設職員等と活動における課題や良い点などについて協議をし、活動の改善を図った。活動に参加した少年や施設職員からは、活動がもたらす良い効果を実感できたことから活動参加可能人数の拡大や活動の種類を増やしたいという希望が多く聞かれた。 指標 1-2：各種活動に参加した少年の8割以上に、活動参加前と比較して各種活動に関する知識や技能が向上する。 成果 1-2：活動に参加した少年137名の内8割以上に知識や技能の向上を確認した。当該勾留施設を退所した少年のひとり、本事業の理容教室で身に着けた技能を活かし、地元の理容室に就職して働いていることを誇らしく語る姿も見られた。 指標 1-3：施設職員向けに各活動で使用するガイドラインが作成される。 成果 1-3：上記の（2）活動内容「1-7：更生支援活動ガイドラインを作成する。」で報告したとおり、更生支援活動ガイドラインの作成は取りやめとなった。 指標 1-4：研修に参加した他施設の職員が、研修参加前と比較して更生支援活動における心理的ケアの役割の理解を深める。 成果 1-4：研修参加者に対するアンケート調査を通じて、研修参加によって心理的ケアに関する理解が高まったことを確認した。心理的ケアの役割や効果について研修を受けた社会開発省職員や他施設職員等からは、ルサイファの勾留施設で行っている活動を他施設でも展開をしたいという要望が聞かれた。

	コンポーネント 2 期待される成果：施設職員が心理的ケア実施能力を向上させ、施設内の少年や少年の家族、地域コミュニティに対する適切な更生支援・社会復帰支援を提供することができるようになる。 指標 2-1：心理士によるカウンセリングがのべ 120 ケース（5 ケース/月×12 ヶ月×2 名）実施される。 成果 2-1: ヨルダン人心理士による少年たちへのカウンセリングを 132 ケース実施した。カウンセリング記録は心理士により作成され、施設所長に提出した。また、特に注意を払う必要が認められた少年や、精神科医による治療の必要性を判断された少年については、施設所長に対して適切に対応するよう提案した。心理士による専門的なカウンセリングは他施設でも高い需要があることから、社会開発省職員からは他施設への活動拡大を希望する声が聞かれた。 指標 2-2：ワークショップに参加した少年たちの 8 割以上が、参加前と比較して心理状況が改善される。 成果 2-2：ワークショップに参加した少年たちの 8 割以上に心理状況の改善が確認された。施設所長や施設職員からも、ワークショップへの参加を通じて少年同士の相互コミュニケーションが活発化し、少年自身の孤独感や攻撃性や抑うつなどの減少が確認されたことが報告された。 指標 2-3：研修実施前と比較し、研修を受講した職員が心理的ケアの認知度を高める。 成果 2-3：研修参加者に対するアンケート調査を通じて、研修参加によって心理的ケアに関する理解が高まったことを確認した。また、各施設所長によるフィードバックにおいても、研修に参加した施設職員らの仕事の姿勢や更生支援の方法に改善傾向があることが確認された。 指標 2-4：少年の家族や地域コミュニティの住民等が啓発講座や交流会に参加し、活動参加前と比較して参加者の 9 割以上が心理的ケアや更生支援について理解を深める。 成果 2-2：勾留中の少年たちの家族や保護者などに対して、ヨルダン人心理士による交流施設退所後の少年に対するケアについて啓発講座を実施し、9 割以上の参加者に理解の深まりを確認した。家族に対する周囲の偏見や恥じらい、少年（息子）に対するケアの方法がわからないことからくる不安などが少年の家族や保護者から聞かれ、施設を退所した後の家庭や地域における更生支援の普及の重要性が確認された。
(4) 持続発展性	1. 勾留施設における施設改修と機能拡充 事業により修繕及び整備された施設機能を活用し、当該勾留施設職員自身が活動を行うことにより、本 3 カ年事業終了後も施設職員自身で活動を継続して実施できる環境づくりと体制づくりに取り組んだ。また、施設職員に対する研修の実施や活動員会を通じた活動の振り返りを行うことにより、施設職員自身が活動からの学びを獲得し、より良い活動の実施に向けた改善に取り組むことができる機会を提供した。

	2. 勾留施設職員への人材育成 心理的支援を専門的に行うことができる勾留施設職員が不足していること、及び他の勾留施設間での施設職員の異動が行われることが引き続き課題として存在しているが、他施設職員を巻き込んだ研修を実施することにより、当該勾留施設以外の施設職員の能力向上及び知見の共有を促進している。
--	--